平成２９年（フ）第２６３号
岡山市北区厚生町２丁目６番23号ルイシャトレ厚生町301号室
債務者　武川　　保（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４号
岡山市北区辰巳421番地４　さくらマンションＢ102、住民票上の住所岡山市北区辰巳421番地４　Ｂ102
債務者　星本澄子こと　柳　　澄子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７号
岡山市北区大元１丁目８番20―202号
債務者　吉延　佑旭
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
岡山県加賀郡吉備中央町上加茂2317番地
債務者　和田　祐美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第４１２号
福岡市博多区南本町２丁目14番１号
破産者　有限会社宇戸商事
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７号
相模原市中央区上溝1957番地16
破産者　有限会社広施
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１３号
仙台市若林区上飯田３丁目７番１号
破産者　株式会社仙台東建
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
仙台市泉区向陽台５丁目15番２号
破産者　アルファイーエムエス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４４号
仙台市青葉区川内澱橋通12番47号
破産者　株式会社Ｎｉｗａｔｏｋｏ
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
栃木県佐野市富岡町1730番地
破産者　佐野プレタ有限会社
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２７４７号
神奈川県鎌倉市関谷1109番地１
破産者　株式会社フクヒロ
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県田川市大字糒1692番地の14
破産者　有限会社松枝総合印刷
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４１４号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目39番７号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区元町２丁目２番１―1024号
破産者　宇戸　温子
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６４号
福岡市博多区吉塚１丁目43番11号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117番地16
破産者　吉田　和正
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原416番地１　フェリシャス101号
破産者　二宮　　剛
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８８号
福岡市東区城浜団地42番401号、前住所福岡市南区大楠２丁目15番９号
破産者　平江　哲朗
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９３号
福岡市東区松香台１丁目10番15号、前住所沖縄県那覇市久米２丁目31番２号　エステート久米５－Ｃ
破産者　与那原　功
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３３号
福岡県大野城市下大利１丁目９番15―105号　マンションキャッスル
破産者　四枝　啓次
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部